

必ずお読みください

平成 30 年度共同募金 申請書等に関する留意事項

1. 申請書、精算報告書につきましては、記入前に内容（注意等）を必ずお読みいただき記入し提出してください。
2. 様式につきましては指定されたものを使用してください。（毎年同じ様式とは限りません。）
3. 申請書、精算報告をパソコン等で作成される場合は表やセル（Excel）等のサイズを変更しないでください。また説明文などが書ききれない場合はセルを増やすのではなく、「別紙記入」と入力し別途 A4 用紙（様式は問いません）で作成してください。
4. 手書きで作成される方につきましても、書ききれない場合は別途 A4 用紙（様式は問いません）で作成してください。
5. 精算報告時写真や領収書を提出する際は A4 用紙に貼り付けるか A4 用紙で出力してください。
6. 押印忘れ、確認欄（チェック欄）記入漏れがここ数年多く発生しています。ご注意ください。
7. 決算書と予算書につきましては、該当する部分をマーカーや付箋等を使用しわかるようにしてください。
8. 書類には提出期限が設けられています。提出期限までに上記注意事項に注意していただき記入提出をお願いいたします。
9. 提出書類は正本と副本の 2 部が必要です。
（提出先は各市町村の山梨県共同募金会支会・分会です。）
10. 申請書様式（申）1 号「鑑文書」、様式※（申）「申請書」は正本・副本に加えてメールまたは、FAX の提出が必要です。
※（申）「申請書」（施設・団体に該当する①～⑧を鑑文書と共に送信してください。）

①施設「3-2 号」、②施設重点「3-2 号」、③団体「4-2 号」、 ④虹の架け橋推進事業「5 号」、⑤赤い羽根思いやり配分「6 号」、 ⑥県社会福祉協議会「7-1 号・7-2 号」、⑦市町村社会福祉協議会「2 号」、 ⑧タケダ・赤い羽根広域避難者支援プログラム「8 号」
--

送信先 社会福祉法人山梨県共同募金会
FAX 055-254-8684、メール shinsei@akaihane-yamanashi.jp
11. なお精算報告書を提出されていない場合は、配分金の取り消しや次回の申請が取り消される場合もありますのでご注意ください。